

平成 23 年 5 月 7 日

各 位

会 社 名 K O A 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 向 山 孝 一  
(コード番号6999 東証・名証第一部)  
問合せ先 取締役 経営管理仁シティブ トップ マネジメント  
深野 香代子  
(電話番号 0265-70-7171)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について

当社は、平成 20 年 6 月 14 日開催の当社第 80 回定時株主総会において株主の皆様のご賛同をいただき、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）」を導入しております。

旧プランの有効期間は平成 23 年 6 月 18 日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時までであることから、当社は、株主共同の利益の確保及び企業価値の維持・向上の観点から、当社における買収防衛策のあり方につき検討を進めてまいりました。その結果、当社は、本日開催の当社取締役会において、旧プランに所要の改定を加えたうえで、その継続を本定時株主総会において議案として付議すること（以下「本プラン」といいます。）を決議いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

また、本プランを決定した取締役会には、社外監査役 2 名を含む当社監査役 4 名全員が出席し、本プランは当社株式の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見を表明しています。

なお、本プランにおいて旧プランから見直しを行った主な内容は以下のとおりですが、その実質的内容に変更はございません。

- ①情報提供期間の上限を原則として 60 日間としたこと
- ②本プランに基づいて買付者等（下記Ⅲ 2.（2）「対抗措置の発動に係る手続」（a）に定義されます。以下同じ。）に提供を求める情報の内容について、一部見直すほか必要かつ十分な範囲に限定したこと
- ③独立委員会検討期間の上限を大規模買付等（下記Ⅲ 2.（2）「対抗措置の発動に係る手続」（a）に定義されます。以下同じ。）の態様に応じて 60 日間又は 90 日間としたこと
- ④独立委員会が対抗措置の発動勧告を行う場合について列挙した類型につき、一部削除し、要件を限定したこと
- ⑤株券電子化その他関係法令の改正等に伴う修正を行ったこと

## I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式の大量買付であっても、当社自身の企業価値を増大させ、株主利益を向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありません。会社の支配権の移転については、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと認識しております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て却って企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するもの、株主に株式売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なからず見受けられます。

当社といたしましては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業文化やステークホルダーとの強固な信頼関係など当社の多様な企業価値の源泉を十分に理解したうえで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

## II 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、1940年に疲弊した養蚕業中心の貧しい村であった長野県伊那谷地方に、現金収入の途である付加価値の高い工業を創業者が興したことに始まります。以来、この地でのものづくりを継続させ、「自らの雇用は自らで守る」ために、生産コストの安い海外勢に対して地道な「改善」と技術開発を積み重ね競争優位を確保することで、今日では固定抵抗器では世界的シェアを持つグローバル企業に成長してまいりました。当社の企業価値の源泉は、こうした「創業の精神」を営々と受け継ぎ、日本をはじめ立地する地域に真の意味で根ざし、信頼関係を構築しながら企業価値向上にひたむきに努力する熱意にあふれる企業文化にまず求められると考えます。

そのうえで、中国、北米、東南アジアにいち早く進出し、その後のヨーロッパも加えグローバルなマーケティング・販売網を構築いたしました。また、1980年代後半から継続して取り組んでいる、全員参加型の改善活動であるK P S改善活動（KOA Profit System）により、ものづくりにおける国際競争力を確保するとともに、更なる品質と信頼性向上に注力してまいりました。さらに、70年を超える固定抵抗器専門メーカーとしての歴史の中で、基盤技術である厚膜、薄膜、セラミックスのプロセス技術と材料技術及び生産・管理技術を蓄積し、製品の品揃えや品質の面でもお客様から大きな信頼を得ることができました。これらの取組みにより、競合各社に対する優位性を保っております。

当社を取り巻くエレクトロニクス業界は、環境エネルギー分野における創エネ・省エネ・蓄エネの技術革新に代表されるように、更なる市場の発展が見込まれる一方、国際的な価

格競争力、製品品質と信頼性、お客様への技術提案力に加えて、将来にわたり安定した製品供給ができる企業が求められております。

このような業界の中で、当社は、今後も抵抗器専門メーカーとして、お客様の安定供給のご要望にお応えしてまいります。また、車載、航空宇宙、医療のような、品質、信頼性を重視する分野と、スマートグリッドのような、今後の技術革新で市場成長が期待できる分野にフォーカスしてまいります。

製品開発の取組みにおいては、車載用途で要求される、高エネルギー耐量で優れた応答性を持つノイズ吸収部品、高温環境下での使用が可能な温度センサー、耐硫化性を高めた抵抗器、大電流の検出に適した低抵抗器、大電力で使用できる抵抗器、高精度で長期信頼性に優れた抵抗器、耐熱性に優れた小形ヒューズなど、お客様のニーズにお応えする製品の拡充を進めてまいります。また、環境エネルギー分野では、電力の見える化をキーワードに、電流検出用低抵抗器や、電圧検出用高精度抵抗器の拡充を進めてまいります。この他にも、高密度実装に寄与するLTCC基板やこれを使用した実装提案、次世代実装技術である部品内蔵基板用の超薄形受動部品の開発にも注力しております。今後も、ますます高度化する市場の品質・性能・機能要求に十分対応できる体制を整え、先進技術を持つ外部機関との連携強化により、付加価値の高い製品開発・研究開発活動を進めてまいります。

当社は、今後とも株主、お客様・お取引先様、社員とその家族、地域社会、そして地球という5つの存在を、当社を支えていただく主体と認識し、当社との間に「信頼」を築き上げていくことを企業使命として、今後とも、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目指してまいります。これらの取組みは、上記Ⅰの基本方針の実現に資するものと考えております。

### Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本プランの目的

本プランは、上記Ⅰに記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって継続するものです。

買付者から大量の株式買付の提案があった場合において、当社の株主の皆様が、当社の有形無形の経営資源、中長期的に将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する多様な諸要素を十分に把握したうえで、当該買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断することは必ずしも容易でないものと思料されます。そこで、当社取締役会は、当社株式に対する買付が行われた場合、買付に応じるか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するため、本プラン

を継続することを決議いたしました。

なお、当社株式の保有状況の概要は、別紙1のとおりとなっております。また、現時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して大量買付行為に関する提案及び打診を受けている事実はありません。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

#### (a) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式に対する大規模買付等が行われる場合に、買付者等に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う期間を確保したうえで、株主の皆様に対して当社経営陣の計画等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています。

#### (b) 対抗措置の発動と独立委員会の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく大規模買付等を行う等、買付者等による大規模買付等が下記(2)(e)「独立委員会における判断方法」②(i)~(iii)に該当し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から対抗措置を発動することが相当であると認められる場合は、当社は、対抗措置を発動し当該買付等に対抗することがあります。具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てを行うことを予定しており、当該買付者等による権利行使は認められないとの差別的行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の差別的取得条項などが付された新株予約権（詳細は別紙3を参照。以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

なお、対抗措置の発動・不発動等の判断等にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排するため、(i)当社社外取締役若しくは社外監査役、又は(ii)社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の判断を経るとともに、株主の皆様に対して適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン継続時の独立委員会の委員には、宮城一浩氏、上拾石哲郎氏及びマイケル・ジョン・コーバー氏が、それぞれ就任する予定です（各委員の略歴については別紙2をご参照）。

## (2) 対抗措置の発動に係る手続

### (a) 対象となる買付等

本プランにおいては、以下①ないし③に該当する行為（当社取締役会が当該行為と同視しうると合理的に判断した行為を含み、当社取締役会が予め承認した場合を除きます。以下「大規模買付等」と総称します。）を対象とします。

- ① 当社が発行者である株式等<sup>1</sup>について、大規模買付者グループ（注 1）の、買付等の後における株式等保有割合<sup>2</sup>の合計が 20%以上となる買付等
- ② 当社が発行者である株式等<sup>3</sup>について、公開買付け<sup>4</sup>の後における公開買付者グループ（注 2）の株式等所有割合<sup>5</sup>の合計が 20%以上となることを目的とする公開買付け
- ③ 当社が発行者である株式等についての買付等又は公開買付けの実施にかかわらず、大規模買付者グループと、当該大規模買付者グループとの当社の株式等に係る株式等保有割合の合計が 20%以上となるような当社の他の株主との間で、当該他の株主が当該大規模買付者グループに属するいずれかの者の共同保有者<sup>6</sup>に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該大規模買付者グループに属するいずれかの者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係<sup>7</sup>を樹立する行為

#### (注 1)

「大規模買付者グループ」とは、当社が発行者である株式等の保有者<sup>8</sup>及びその共同保有者、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他当該保有者又は共同保有者と実質的利害を共通にしている者、並びにこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。

<sup>1</sup>金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される「株券等」を意味するものとします。以下、別段の定めがない限り同様とします。

<sup>2</sup>金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義される「株券等保有割合」につき、株式等の保有者及び共同保有者以外の大規模買付者グループに属する者を同項に規定する共同保有者とみなして算出した割合をいいます。以下、別段の定めがない限り同様とします。

<sup>3</sup>金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義される「株券等」を意味するものとします。

<sup>4</sup>金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。以下、同じ。

<sup>5</sup>金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義される「株券等所有割合」につき、公開買付者及び特別関係者以外の公開買付者グループに属する者を同項に規定する特別関係者とみなして算出した割合をいいます。以下、別段の定めがない限り同様とします。

<sup>6</sup>金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される「共同保有者」をいい、同条第 6 項により「共同保有者」とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下、同じ。

<sup>7</sup>このような関係が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係及び資金提供関係等の形成や、当該大規模買付者グループに属する者及び当該他の株主が当社に対して直接間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

<sup>8</sup>金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項により「保有者」とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下、同じ。

(注 2)

「公開買付者グループ」とは、公開買付者自身と、その特別関係者<sup>9</sup>、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他公開買付者又はその特別関係者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、及びこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。

以下、公開買付者グループ及び大規模買付者グループと、上記③において定める「他の株主」とを併せて、「買付者等」といいます。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

- (イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- (ロ) 代表者の役職及び氏名
- (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
- (ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位 10 名）の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び、意向表明書提出前 60 日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等<sup>10</sup>その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

上記（b）の意向表明書をご提出いただいた後、買付者等におきましては、以

<sup>9</sup>金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される「特別関係者」をいいます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下、同じ。

<sup>10</sup>金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項、金融商品取引法施行令第 14 条の 8 の 2 第 1 項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第 16 条に規定される重要提案行為等をいいます。

下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日<sup>11</sup>（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した必要情報リストを上記（b）（i）(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる必要情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

当社取締役会は、本必要情報を受領した場合、速やかにこれを開示するとともに、独立委員会に提供するものとします。

また、上記の本必要情報に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会・独立委員会の意見形成に不十分と独立委員会が合理的に判断した場合には、取締役会は、買付者等に対して、適宜回答期限を定めたい（以下、この期間を「情報提供期間」といい、原則として60日間を超えないこととする。）、本必要情報を追加的に提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、情報提供期間が満了するまでに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として本必要情報の一部に含まれるものとします。

- ① 買付者等（ファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
- ② 大規模買付等の目的、方法及び内容（経営参画の意思の有無、買付対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の可能性等を含みます。）
- ③ 大規模買付等の価額の算定根拠
- ④ 大規模買付等の資金の裏付け（買付資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 大規模買付等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 大規模買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他当社に係る利害関係者に対する処遇方針ないし影響
- ⑦ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく大規模買付等を開始したものと認められる場合には、下記（e）①に記載のとおり、

---

<sup>11</sup>営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告することがあります。

(d) 大規模買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から意向表明書及び本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内に買付者等の大規模買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じ。）、その根拠資料、その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提示するよう要求することがあり、この場合その旨と提出期限を公表いたします。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等による本必要情報の提出が十分になされたと認めた場合には、速やかにその旨を開示いたします。

独立委員会は、開示を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間（いずれも初日不算入）を、独立委員会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）として設定します。

(i) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大で 60 日間

(ii) その他の大規模買付等の場合には最大で 90 日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、独立委員会検討期間は、検討のために不十分であると独立委員会が合理的に必要と認める場合にのみ延長できるものとし（最大で 30 日間）、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に速やかに開示いたします。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の大規模買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、独立委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉を行うものとします。

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間において、自ら又は当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。なお、買付者等は、独立委員会検討期間が終了するまでは、買付等を開始することはできないものとします（独立委員会が対抗措置の発動を勧告している場合も同様とします。）。



独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

③ 株主に対する情報開示

独立委員会は、自ら又は当社取締役会等をして、意向表明書の提出の事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切であると合理的に判断する時点で速やかに開示を行います。

(e) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。その場合には、当社取締役会及び独立委員会は、当該勧告の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示を行います。

① 買付者等が本プランに規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、原則として、対抗措置の発動を勧告します。

② 買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合、原則として、対抗措置の不発動を勧告します。

但し、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、下記（i）～（iii）のいずれかの類型に該当すると認められ、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合は、本対応の例外的措置として、対抗措置の発動を勧告することがあります。

(i) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付等である場合

① 株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為

② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高

額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

- (ii) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある大規模買付等である場合
- (iii) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な生産体制及び販売体制を支える当社の従業員、取引先、顧客、地域社会等との関係を破壊する、若しくは大規模買付等の条件が不十分又は不相当である等の理由により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれがある大規模買付等であることが合理的かつ客観的に明らかであると合理的な根拠をもって判断される場合

(f) 対抗措置の中止又は発動の停止

独立委員会は、一旦対抗措置の発動を勧告した後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、対抗措置発動の中止を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に対して勧告することができるものとします。

- (i) 対抗措置の発動勧告後、買付者等が大規模買付等を撤回した場合その他大規模買付等が存しなくなった場合
- (ii) 対抗措置の発動勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による大規模買付等が上記(e)②に定める要件のいずれにも該当しないか、若しくは該当しても直ちに対抗措置を発動することが相当ではない場合

(g) 取締役会の決議

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、独立委員会の上記勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動等に関する決議（対抗措置の発動又は不発動の中止を含む。）を行った場合には、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

当社取締役会が、対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合、その概要は、別紙3「本新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりです。

本新株予約権無償割当てを行う場合には、特定買付者等（別紙3「本新株予約権無償割当ての概要」に定義されます。以下、同じ。）による権利行使は認められないとの行使条件（差別的行使条件）や、当社が特定買付者等以外の者が有する本新株予約

権を取得して対価として当社株式を交付することができる旨を定めた取得条項（差別的取得条項）などが定められる予定です。

#### （４）本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られた場合には、当該承認が得られた時から平成 26 年 6 月開催予定の当社定時株主総会の終結時までとします。

但し、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他の法令若しくは証券取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止され又は本プランの内容について当社株主の皆様にも実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会及び独立委員会が適切と認める事項について、速やかに開示を行います。

### 3. 株主の皆様への影響

#### （１）本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利に直接具体的な影響が生じることはありません。

#### （２）対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

##### （a）本新株予約権の無償割当ての手續

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てにつき決議をする場合には、当該決議において割当期日（以下「割当期日」といいます。）を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、当該本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手續等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記

2.(2)「対抗措置の発動に係る手続」(f)に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までに本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までに本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後(権利落ち日以降)において、当社が本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の株価の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の方は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権1個あたり1円を下限とし、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき、原則として1株(当社取締役会が、本新株予約権の無償割当て決議に際し、発行可能株式総数の範囲内で、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「対象株式数」といいます。)を1株を超える数又は1株未満の数と定めた場合においては、当該定められた数)の当社株式が発行されることとなります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

但し、当社は、下記(c)に記載するところに従って特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式をかかると株主の皆様へ交付す

ることがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、本新株予約権1個につき原則として1株（当社取締役会が、本新株予約権の無償割当て決議に際し、発行可能株式総数の範囲内で、対象株式数を1株を超える数又は1株未満の数と定めた場合においては、当該定められた数）の当社株式を受領することになります。

なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定買付者等でないこと等を表明する当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、及び株式の交付方法等の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

#### IV 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

##### 1. 基本方針の実現に資する取組み（上記Ⅱ）について

上記Ⅱに記載した取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させるための施策であり、基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの施策は、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

##### 2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ）について

本プランは、当社株式に対する大規模買付等が行われた場合に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは以下に述べるとおり高度の合理性を有しており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

##### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえて

おります。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3) 株主の合理的意思に依拠したものであること

上記Ⅲ 2. (4) 「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に効力を生じるものとし、株主の皆様のご承認をいただいた場合には、本プランの有効期間は、平成 26 年 6 月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとされる予定です。

また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランは、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行うための機関として、独立委員会規則（その概要については別紙 4 をご参照ください）に従い、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役若しくは社外監査役、又は(ii)社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）のいずれかに該当する委員 3 名以上により構成されます。

また、独立委員会の判断の概要については株主の皆様速やかに開示をすることとしており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記Ⅲ 2. (2) 「対抗措置の発動に係る手続」(e) ②にて記載したとおり、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ本プランに基づく対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見の取得

上記Ⅲ 2.(2)「対抗措置の発動に係る手続」(d)②にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ 2.(4)「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)ではありません。

以上

当社株式の保有状況の概要  
(平成 23 年 3 月 31 日現在)

1. 発行可能株式総数 150,000,000 株
2. 発行済株式総数 40,479,724 株
3. 株主数 7,858 名
4. 大株主 (上位 10 名)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
クレディスイス アーゲー (常任代理人 株式会社 三菱東京UFJ銀行)	東京都千代田区丸の内 2 丁目 7-1 決済事業部	4,740	11.71
日本生命保険相互会社 代表取締役 岡本 園衛	東京都千代田区丸の内 1 丁目 6 番 6 号 日本生命証券管理部内	2,226	5.50
株式会社八十二銀行 (常任代理人 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社)	東京都港区浜松町 2 丁目 11-3	1,832	4.52
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口) 取締役社長 小田 一穂	東京都中央区晴海 1 丁目 8-11	1,703	4.20
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口) 取締役社長 小山 登志雄	東京都港区浜松町 2 丁目 11 番 3 号	1,548	3.82
日本興亜損害保険株式会社 代表取締役社長 兵頭 誠	東京都千代田区霞が関 3 丁目 7-3	1,452	3.58
株式会社三菱東京UFJ銀行 頭取 永易 克典	東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 番 1 号	1,000	2.47
ユービー・エスエー・エー・ホソコ (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	東京都品川区東品川 2 丁目 3 番 14 号	898	2.22
シービー・エスエー・エー・ホソコ ホールディング (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	東京都品川区東品川 2 丁目 3 番 14 号	871	2.15
日本電気株式会社 代表取締役 遠藤 信博	東京都港区芝 5 丁目 7-1	868	2.14
計	—	17,142	42.34

(注) 1 上記の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 1,703 千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 1,548 千株

2 上記のほか当社所有の自己株式 3,800 千株(9.38%)があります。

5. 当社役員の当社株式の保有状況

(1) 全役員の所有株式数合計 566 千株

(2) 発行済株式総数に対する全役員の所有株式数合計の割合 1.39%

以上



## 独立委員会委員略歴

宮城 一浩（みやぎ かずひろ）

（略歴）昭和62年 4月 公認会計士事務所杉田事務所 入所  
平成 2年 8月 公認会計士事務所小池良事務所 入所  
平成 3年 4月 青山監査法人 入所  
平成 7年 8月 宮城税理士事務所開設（現任）  
平成12年 6月 当社社外監査役に就任（現任）

上拾石 哲郎（かみじっこく てつろう）

（略歴）平成 4年 3月 弁護士登録（第一東京弁護士会）  
平成 4年 4月 浅沼法律事務所 入所  
平成 7年 4月 上拾石法律事務所開設（現任）  
平成14年 6月 当社社外監査役に就任（現任）

Michael John Korver（マイケル・ジョン・コーバー）

（略歴）昭和58年 7月 米国カリフォルニア州弁護士資格取得  
昭和59年 4月 野村証券(株)勤務（昭和62年3月退社）  
昭和62年 7月 米国ニューヨーク州弁護士資格取得  
昭和62年 8月 リチャーズ&オニール法律事務所  
（米国ニューヨーク）勤務  
平成 8年 6月 グローバルベンチャーキャピタル(株)取締役  
平成16年 6月 一橋大学大学院国際企業戦略科教授（現任）  
平成18年 6月 グローバルベンチャーキャピタル(株)代表取締役（現任）  
平成20年 6月 当社社外取締役に就任（現任）

（ご参考）

当社は、宮城一浩氏、上拾石哲郎氏及びMichael John Korver（マイケル・ジョン・コーバー）氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

以 上

## 本新株予約権無償割当ての概要

## 1. 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の発行可能株式総数から最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）を減じた株式の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことができる。

## 2. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割り当てる。

## 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

## 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、原則として1株とする。ただし、当社取締役会は、本新株予約権無償割当て決議において、発行可能株式総数の範囲内で、対象株式数を1株を超える数又は1株未満の数と定めることができる。

## 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額は、1円を下限とし、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。

## 6. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日又は本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。

#### 7. 本新株予約権の行使条件

買付者等、又は買付者等から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、その他当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議により別途定める者（以下「特定買付者等」という。）は、原則として本新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができない（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も下記 9 項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となる。）。

その他詳細については、当社取締役会が、本新株予約権無償割当て決議において別途定める。

#### 8. 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

#### 9. 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ② 当社は、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回に分けて行うことができる。

上記のほか、その他必要な事項については、当社取締役会において別途定める。

以 上

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員（以下「独立委員」）は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役若しくは社外監査役、又は(ii)社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。
3. 独立委員の任期は3年間とする。但し、取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は以下の各号に記載される事項を行う。
  - (1) 本プランの適用対象となる買付等の決定
  - (2) 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報の決定および要請
  - (3) 大規模買付等の内容の精査・検討
  - (4) 独立委員会検討期間の検討及び決定
  - (5) 大規模買付等に対する意見等の情報開示
  - (6) 別途独立委員会が行うことができるものと当社取締役会が定めた事項
5. 独立委員会は、買付者等から提供された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対して追加的に情報を提出するよう求める。
6. 独立委員会は、買付者等より、独立委員会から追加提出を求められた情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の大規模買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、その他、独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
7. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
8. 代表取締役は、大規模買付等がなされた場合、その他いつでも、独立委員会を招集することができる。
9. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数の賛同をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数の賛同をもってこれを行うことができる。

以 上